

（別紙）経費についての留意点

予算の財源は、デジタル田園都市国家構想交付金を充てており、対象外経費は下記のとおりとなっている。個人に対する給付経費（参加者交通費、体験交流費等）は対象外経費となっているため、参加者自己負担とする。

<対象>

- （例）○運営スタッフの交通費、宿泊費等
- 看板、案内板、テント、のぼり等
- バスツアーを行う際の借上げ車両代
- 会場借り上げ代
- イベント主催者、運営に係る保険（運営備品、機材等の保証）
- 交流会の材料費（紙コップや食器などの消耗品）

<対象外>

- ・長崎県職員人件費、長崎県職員旅費、個人に対する給付経費（参加者への交通費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促費提供費、金券、クーポン券など）、備品購入など

※例えば体験費や交流費など県から業者へ支払う間接払いも対象外（例）

- 参加者交通費
- 飲食費（会費を徴収し充当）
- 商店街等で1日限定で使用可能なクーポン券
- 地元製品の配付
- イベント参加者にかかる保険
- 交流会の野外炊事にかかる食材
- ホテル側に支払う参加者の宿泊費（委託料に含んでいる宿泊費も対象外）